

平成27年 多賀城市教育委員会第4回定例会会議録

- 1 会議の年月日 平成27年4月21日(火)
- 2 招集場所 市役所3階 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子
委員 樋渡 奈奈子 教育長 菊地 昭吾
- 4 欠席委員 委員 今野 喜弘
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 大森 晃
学校教育課長 高砂 弘之
生涯学習課長 萱場 賢一
文化財課長 郷右近 正晃
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 7 開会の時刻 午後1時30分
- 8 議事日程
日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 会議録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務報告第7号 職員の人事について
日程第5 その他

委員長

ただいまの出席委員は4名であります。今野委員からは欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回定例会を開会します。

日程第1 会議録の承認について

委員長

先ず、第3回定例会の会議録について、承認を求めます。

会議録については、事前にお配りをいたしておりますので、本日は朗読を省

略します。第3回定例会の会議録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議がないものと認め、第3回定例会の会議録については、承認されました。

日程第2 会議録署名委員の指名について

委員長

続きまして、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、委員長において樋渡委員、菊池すみ子委員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

委員長

これより、本会議に入ります。事務事業等の報告について、教育長の説明を求めます。

教育長

はい。諸般の報告をいたします。平成27年第3回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係、3月26日、市議会第2回臨時会が開会されました。教育委員会関係では、「財産の取得の変更について」、「和解及び損害賠償の額の決定について」、「平成26年度多賀城市一般会計補正予算(第8号)」、「平成27年度多賀城市一般会計補正予算(第1号)」が審議され、原案のとおり可決いたしました。

なお、議決をいただきました和解及び損害賠償につきましては、4月18日に相手方と合意書を締結しております。

3月31日、同日付けで退職となる定年退職者3名と依願退職者2名に辞令を交付しました。

4月1日、同日付けの人事異動に伴う辞令交付式を行い、任期付き採用2名、再任用3名、配置換え等27名、昇任5名の計37名に辞令を交付しました。

4月10日、「宮城県都市教育長協議会の役員会及び平成27年度総会」が宮城県庁で開催され、教育長が出席いたしました。

4月16日、17日の両日、「平成27年度東北都市教育長協議会定期総会及び研修会」が山形市において開催され、教育長が出席いたしました。

4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、新たな教育委員会制度がスタートしております。新制度における「総合教育会議」の設置は、市長部局の市長公室が担当し、本年度は「教育大綱」について協議し、策定することになります。

学校教育課関係、4月3日、「平成27年度多賀城市教職員服務宣誓式」を市庁舎6階において執り行いました。今年度は、小学校20名、中学校18名の合計38名の教職員が本市に着任し、服務宣誓を行いました。

4月8日、市内小中学校の「始業式並びに入学式」が滞りなく行われ、新年度に入っております。4月8日現在の児童生徒数は、小学校が新入児童566名を含む3,474名、中学校は新入生566名を含む1,763名であり、合計5,237名となっております。

4月15日、市内小中学校の教職員を会員とした「多賀城市教育研究会総会」が天真小学校を会場に開催され、学校教育課長が出席しております。

学校給食費の未納対策関係については、平成26年度で新たに1件の支払督促申立てを仙台簡易裁判所へ行いました。本年5月13日に第1回目の口頭弁論が行われますので、現在、準備を進めております。経過の詳細については、この後、学校教育課長が説明いたします。

生涯学習課関係、3月26日、中央公民館事業として「子ども映画会」を開催し、ファイナルファンタジーなど3本のアニメ作品が上映され、親子58名が鑑賞しました。

3月27日、「インリーダー研修会」を利府町の青少年の森で開催し、小学校4年生から6年生までの28名が参加いたしました。専門講師と10名のジュニアリーダー「エステバン」が自然体験や創作活動を共に行い、地域で活躍するリーダーとしての資質と能力を高める活動に取り組みました。

4月1日から、現図書館の奉仕業務及び移転準備事業を新図書館の指定管理者候補者であるCCC（カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社）に委託しております。新図書館の年度内開館に向け、具体の準備作業に着手しました。

4月3日、大代地区コミュニティ推進協議会主催の火力発電所見学会が開催され、地元の小中学生12人が参加しました。

4月5日、震災復興と人々の絆を描く映画「マーチンゲー明日へー」の上映会が文化センター大ホールで開催され、355名の入場者がありました。上映に先立ち、東豊中学校吹奏楽部の生徒によるマーチング演奏がありました。

4月7日、本年度新たに立ち上げる城南小学校、多賀城八幡小学校、高崎中学校の「学校支援地域本部事業」について、関係者に説明の機会を持ちました。

文化財課関係、3月24日、「文化財保護委員会」を開催し、教育長、副教育長、文化財課長等が出席いたしました。壺碑、與井、末の松山の名勝「おくのほそ道の風景地」追加指定、及びそれに伴う與井、末の松山の市指定文化財の指定解除等について報告しました。

3月27日、「第6回多賀城市歴史的風致向上協議会」が開催され、文化財課長等が出席いたしました。平成26年度事業報告及び平成27年度事業計画、並びに歴史的風致形成建造物指定状況等について説明がありました。

4月8日、東北歴史博物館の館長に就任した鷹野光行氏が就任挨拶で来庁されました。市長、副市長、教育長等が応対いたしました。

4月18日、宮内地区の災害公営住宅建設に伴って、平成26年12月から発掘作業を行っている「八幡沖遺跡の遺跡見学会」を開催いたしました。全部で106名の参加者がありました。

平成27年4月21日提出、教育長。以上でございます。

委員長

それでは、引き続き先ほどの学校給食費の関係について、学校教育課長の説明を求めます。

学校教育課長

それでは、別添の資料1と資料2を使って、学校給食費の未納に関する支払い督促の申立てに関するご説明を申し上げます。来たる5月13日に第1回口頭弁論が行われるため、現段階では和解内容が決まっておりません。そのため、次回に和解内容を報告という形になりますので、ご了承をお願いします。

さて、本件に入る前に、支払い督促申立ての仕組みや手順からご説明いたします。資料1をご覧ください。支払い督促の申立ては、正式な裁判手続きを経なくとも判決と同じように債務者に対して、金銭などの支払いを命ずる督促状が送付される制度でございます。「支払い督促の手順」の項目(2)にありますように、支払い督促の正本が債務者に送達されてから2週間以内に異議の申立てがなければ、債権者が仮執行宣言の申立てを行うことができ、この申立てを行ってからさらに2週間以内に異議申し立てがなければ、仮執行宣言付の支払い督促が確定し、判決と同様の効力をもつこととなります。こうなりますと、財産・給与等の差し押さえなどの強制執行の手続きに入ることができます。

一方で、支払い督促の申立てを行った際、債務者から2週間以内に異議の

申立てがあった場合には、訴訟に移行して、未納分支払いをどのように行うかという話し合いになり、分割払いの計画など、両者が合意すれば、和解が成立します。この和解には市議会の議決が必要となります。

実際、平成25年度に支払い督促の申立てを行った3件について簡単に経緯をお話します。資料1の3つ目のひし形（◆）の部分ですが、対象者A Bに係る2件では、対象者が異議の申立てを行い、訴訟に入りました。このとき、多賀城市としては、和解方針をもとに協議を進めて、分割納付計画書で和解決定をしております。資料1の裏面をご覧ください。和解方針は多賀城市の内部意思を表すものです。請求額、分割納付の期間、分割納付の額等を対象者にお示しし、分割納付計画書を作成し和解決定となります。

資料1の表面をご覧ください。対象者Cに係る1件については、異議申し立てがないまま仮執行宣言付支払督促が確定し、強制執行の調査に入っております。

次に、平成26年度執行の支払い督促申立てですが、資料2の裏面の5をご覧ください。未納金額が多額となっている者を抽出し、支払い督促申立てを検討した世帯が3件ございました。通常の支払い催告の他に「支払い督促手続執行予告」を送付した中から、納付や分納誓約の申し出が一切なかった1件については、多賀城市が仙台簡易裁判所に対し、支払い督促申立て手続を行いました。世帯Aです。それに対し、対象者からは、分割納付希望の異議申し立てがなされましたので、訴訟に移行しました。資料2の表面をご覧ください。中央の四角のフロー図で申し上げますと、3つ目の段階で異議申し立てがあったということです。今後は、第1回口頭弁論が5月13日に行われ、多賀城市の和解方針をもとに協議を進めて、分割納付計画書が決まれば、市議会議決を経て、第2回口頭弁論で和解決定という運びになります。

以上で、支払い督促の申立てに関する説明を終わります。

委員長

ただいまの学校教育課長からの給食費の説明、それから教育長の事務事業等の説明について、何か質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

法律的なことはよくわかりませんが、訴訟になったときのこの費用というのはどういう負担になるのかということと、遅延したお金を払う場合の遅延損害金が年5%とありましたが、そうするとかなり高くなりますが、それは決まり事なので仕方がないのか、未納で大変なところで、それも大変なのかなと感じたものですから。後のほうは感想です。初めのほうを教えてください。

学校教育課長

資料1の裏面をご覧ください、1の請求額ですが、未納学校給食費と遅延損害金年5%とあります。この5%は民法で決められています。それから、支払督促申立手続き費用は、郵送費や交通費等ですので、平成25年度のものを見ますと、6,000円程度で額としては大きなものではございません。

この3つの金額を請求するわけですが、(1)の未納学校給食費がほとんどですので、(2)と(3)の金額はそれほどの額ではございません。

樋渡委員

わかりました。ありがとうございました。

委員長

他に、何か質疑ありませんか。菊池委員。

菊池委員

いいですか。生涯学習課関係で、4月7日に行われた「学校支援地域本部事業」についてですが、この3つの学校でどのくらいの数の方が参加されたのですか。

生涯学習課長

学校支援地域本部事業ですが、段階的に進めてきている事業です。今回、平成27年度に高崎中学校区で新たに取り組むというものです。関係者に説明の機会を持ったと記載しておりますが、実際には学校のほうを訪問しまして、担当される教諭や校長先生に事業の中身を説明したということになります。各学校の先生方に説明したということになります。

菊池委員

わかりました。ありがとうございました。

委員長

他に、何か質疑ありませんか。それでは、私のほうからお願いします。先ほどの給食費の資料2の最後のところですが、参考として学校給食費の納入状況で、平成27年3月16日現在がありますが、市として支払督促の申し立てを制度的にきちんとするようになってから、それ以前と比べて徴収率の数字的なものが好転しているとか、どのように捉えていますか。

学校教育課長

条例を制定して支払督促の申し立てを多賀城市では行うようにしたのですが、実質的には平成25年度から行っています。その効果ですが、過年度分徴収率をみますと、平成25年度では19.28%と前年度に比べて大幅に上がっています。ただ、平成26年度の過年度分は、前年度に戻ったかのように下がっています。この2年間を見ただけでは、なかなかその成果について

てまだどうこういう時期ではないのではないかと考えています。

平成27年度も見ながら、その辺りの反省を踏まえて検討していきたいと思っています。

委員長

確かに支払督促に至るまでに職員の皆さんの苦勞していることを直接・間接に伺っています。学校のほうでもいろいろと声がけとかなんとか苦勞はなさっておるわけですね。

学校教育課長

はい、まず現年度分については各学校にお願いしているわけですが、その第一段階でかなり意識は高まっていると思います。条例化したということで。管理職を初め、各学校の先生方もそういう意味では意識は高いのではないかと思います。

それから学校教育課では過年度分について、学校から名簿をあげてもらって、それにしたがって催告を郵送で行っています。その時点で新入生に対しては、保護者全員に裁判まで行くこともありますよという通知をしております。そういう意味ではこれから効果が出てくるのかなと、徐々に効果が出てくるのではないかと仮説として考えております。

委員長

わかりました。他に、何か質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

請求額で分割納付の期間ですが、資料1で、原則12月、最大で24月ですが、請求額が24万円を超える場合にはと書いてあります。皆さん24万円を超える高額の方なので、毎月1万円で、5%かかるかどうかは別にして、長いときにはそれでやっていただくということになるのでしょうか。

学校教育課長

これについては、24万円を超えるというのは、抽出をする段階でかなり高額未納が残っている世帯に絞っていますので、実質的に24万円以下ということは今のところはないということです。実際に口答弁論で話し合いの結果分割納付計画をたてる際に、相手方の経済状況、家族構成なども勘案しながら合意を得ていますので、実際には6の規定で33回払いにしている例もありますし、それから児童手当からの申し出による引き落としも含めた形で、月々の負担が大きくならないように配慮しながら合意に至っているということです。

樋渡委員

ありがとうございました。

委員長

他に、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務報告第7号 職員の人事について

委員長

次に、臨時代理事務報告第7号職員の人事について、教育長の説明を求めます。

教育長

臨時代理事務報告第7号職員の人事について、副教育長から説明いたします。

副教育長

臨時代理事務報告第7号職員の人事について、ご説明いたします。

資料の3ページになりますが、このことについて、別紙のとおり承認したので、報告するものです。この案件につきましては、教育委員会のほうには議案として提案すべき内容でしたが、3月の定例会が23日でした。25日に市長から文書が来ておりますが、3月中に再度会議を開催するのがなかなか難しかったということもございまして、教育長の臨時代理事務で進めさせていただいたというものでございます。

承認した発令内容につきましては、5ページをご覧ください。4月1日付け、それから3月31日付けの発令で、これは市長部局での発令内容になります。

発令内容につきましては、ここに記載のとおりですが、学校教育課参事兼学校教育課長補佐兼学校教育係長について、4月1日付けで、市長部局の職員として併任発令をしたいというものです。

また、もう1件は、3月31日付けで、市長部局の職員の併任発令を解きたいというものです。

その内容ですが、先ほど諸般の報告の中で学校教育課長のほうから説明がありましたが、学校給食費の支払督促の申し立てを行っておりまして、現在裁判に移行しております。

その裁判関係の手続きは市長が行うことになりますが、実際には市長が直接

行うわけではなく、訴訟代理人として、市の職員が行うこととなります。

今回は、学校給食費の関係ということで、学校教育課参事兼課長補佐を代理人にしているわけですが、教育委員会の職員ですので、市長部局の職員に発令をして、市長の訴訟代理人にするというものでございます。

なお、今回、人事異動のあった管理職の関係ということで、学校教育課参事兼課長補佐の発令について報告させてもらっていますが、その他にも、今回は異動がありませんでしたが、学校教育課長、それから学校教育課の担当者も、市長部局の職員に併任されておりまして、合計で3名の職員が併任されております。

以上で説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。よろしいですか。

(質疑なしの声あり)

委員長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第7号を承認します。

日程第5 その他

委員長

次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたらお願いします。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。これをもって、多賀城市教育委員会第4回定例会を終了いたします。

午後1時58分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成27年5月27日

多賀城市教育委員会

委員長

印

委員

印

委員

印